

臨時議会

「五月三十日」

国民健康保険税条例の一部改正

下記表のとおり改正しました。

農業委員会の選挙による委員の

定数条例の改正

選挙区を分け、旧岸本町十名、旧溝口町十名とするものです。

ひとの動き

人権擁護委員

仲倉公恵（吉定）

再任

伯耆町国民健康保険税条例の一部改正

17年度国民健康保険税の改正表

	改正後	改正前（岸本）	改正前（溝口）
所得割額	100分の7.29	100分の6.64	100分の6.41
資産割額	100分の36.13	100分の37.18	100分の35.65
均等割額	27,300円	30,900円	22,400円
世帯平等割額	22,300円	25,500円	19,000円
所得割額（介護分）	100分の1.20	100分の0.98	100分の0.86
資産割額（介護分）	100分の8.12	100分の7.19	100分の7.18
均等割額（介護分）	8,300円	7,800円	6,100円
世帯平等割額（介護分）	4,800円	4,600円	3,400円